

令和2・3年期神奈川県青少年問題協議会第1回企画調整部会 次第  
(書面開催)

議 題

- (1) 部会長の選出について【資料5】
- (2) 副部会長の選出について【資料5】

資料5 令和2・3年期神奈川県青少年問題協議会企画調整部会 部会長及び副部会長の選出について

## 令和2・3年期神奈川県青少年問題協議会企画調整部会 部会長及び副部会長の選出について

- 青少年問題協議会には、部会長及び副部会長を各一人置くこととされ、委員の互選によりこれらを定めることとされています。
- 今回の書面開催にあたり、西野 博之委員より部会長について、墓田 薫委員より副部会長について、下記のとおり推薦をいただきました。
- 各被推薦者の会長又は副会長への就任について、別紙回答様式に賛成又は反対を御記入ください。回答を得られた委員の過半数で決することとします。

### 1 部会長について

#### 【被推薦者】

長谷川 俊雄委員

#### 【推薦理由】

- 社会福祉を御専門とされ、子ども・若者に関する諸問題や家族支援に精通されており、部会長に適任である。

### 2 副部会長について

#### 【被推薦者】

藤井 佳世委員

#### 【推薦理由】

- 教育学を御専門とされ、青少年のコミュニケーションに精通されるとともに、前期では部会長を務められ、前期の検討経過に詳しいことから副部会長に適任である。

#### 参考

- 神奈川県青少年問題協議会条例（抜粋）
  - 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
  - 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 第6条 協議会は、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
  - 2 部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名する。
  - 3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれらを定める。
- (略)
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。